

対象となる労働者

Q09-01 非正規雇用（派遣・有期・パート）の労働者でも対象になりますか。

対象になります。

Q09-02 自営業者、フリーランスでもこの助成金の対象になりますか。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は、雇用する労働者に休暇を取得させた事業主に対する助成金であるため、自営業者、フリーランスの方は対象になりません。

なお、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援としては、委託を受けて個人で仕事をする方向けの新たな支援を創設しています。支援の内容や申請手続等については、厚生労働省のHPをご参照ください。

（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

Q09-03 代表者や会社の役員は対象になりますか。

法人の代表取締役や個人事業主は労働者に当たらないため対象になりません。

ただし、代表取締役以外の役員については、役職名ではなく、実態として、労働基準法上の労働者に当たらない者かどうかで判断します。

Q09-04 同居の親族で経営する事業に従事する者（家族従事者）は対象になりますか。

原則対象になりません。

ただし、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たすもの（労働基準法上の労働者に当たる者）については、例外的に対象になります。

(1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること

(2) 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。

特に、①始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金

の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その

管理が他の労働者と同様にされていること。

Q09-05 船員は対象になりますか。

対象になります。

Q09-06 退職する予定の労働者については、対象になりますか。

申請日時点において1日以上勤務したことがある労働者であれば対象になります。

Q09-07 日雇いの労働者については、対象になりますか。

申請日時点において1日以上勤務したことがある労働者であれば対象になります。

Q09-08 勤続年数の要件はありますか。

ありません。

Q09-09 育休中の労働者は対象になりますか。

対象になりません。

Q09-10 地方公務員や国家公務員は対象になりますか。

対象になりません。

※例外的に、地方公営企業（公立病院等）の非常勤職員で雇用保険の被保険者である者は対象となります。

Q09-11 風俗関連の労働者は対象になりますか。

風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主に雇用される労働者も対象になります。

Q09-12 保育所、認定こども園、幼稚園又は地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育等）（以下「保育所等」という。）で勤務する労働者も対象になりますか。

私立の認可保育所等や認可外（認証（東京都）を含む）保育所で勤務する方は対象になります。ただし、公立の保育所等で勤務する方は支給対象外になります。

Q09-13 オンラインや電話で子どもの世話をした場合、対象となりますか。

当助成金は、小学校等の休業等により、実際に子どもの世話（子どもの健康、安全を確保）をするために仕事を休まざる得ない労働者を対象としていることから、オンラインや電話等の間接的な世話をを行う場合は対象となりません。